

## 穴粟市特定空き家等除却事業補助金 Q&A

### 1 対象建築物に関すること

	Q	A
1	「補助対象建築物」とは、どのような建物ですか。	そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となる恐れがある状態にあり、周辺に危険がおよぶ恐れがある建物をいいます。 建物の不良度を判定し、周辺への影響や危険性の切迫性などから判断し、「特定空き家等」と認定された建物をいいます。
2	建築年に制限はありますか。	建物の建築年に制限はありません。
3	建物の構造や用途に制限はありますか。	建物の構造に制限はありません。用途は居住の用に供されていた住宅を対象とします。長屋住宅も対象となる場合があります。
4	店舗併用住宅は対象となりますか。	延べ面積の過半が居住の用に供する併用住宅は対象となります。
5	作業場、工場、倉庫などの住宅以外の建物は対象となりますか。	居住の用に供されていた住宅以外の建物は対象なりません。
6	建物が老朽化していますが、道路や隣家まで距離があります。補助の対象になりますか。	道路や隣家までの距離が建物の軒高以上離れている場合は補助対象とならない場合があります。
7	門・塀・外構なども対象となりますか。	門柵、立木等のみの撤去は対象なりません。

### 2 補助対象者に関すること

	Q	A
1	亡くなった父の名義になっている空き家を解体したいが、子の私が補助金を申請できますか。	相続人であれば申請できます。 ただし、申請者以外に所有権を有する者がいる場合には、その全員の同意が必要です。
2	入院している母の名義の空き家を解体したいが、子の私が補助申請できますか。	建築物所有者であるお母さまを申請者として補助申請できます。ご自身で申請できない場合は、代理者に委任することができます。委任する場合は、「委任状」を提出してください。
3	市内に空き家を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか。	申請できます。ご自身で申請できない場合は、代理者に委任することができます。委任する場合は、「委任状」を提出してください。
4	法人が補助金を申請することはできますか。	申請できます。

### 3 対象工事に関すること

	Q	A
1	解体中や既に解体が終わっている工事は、補助の対象となりますか。	対象なりません。 工事に着手する前に申請を行い、補助金の交付決定を受ける必要があります。
2	空き家の一部だけを解体する工事は、補助の対象となりますか。	建物の全てを解体撤去する工事を対象としています。部分的な工事は対象なりません。
3	空き家の解体撤去と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事も補助の対象とまりますか。	対象なりません。 また、建物以外の地下埋設物や家財の搬出処分費も対象なりません。

4	空き家解体後の整地も補助の対象となりますか。	跡地の適正保全のために最低限必要な程度で、解体撤去工事に含まれる整地は、補助対象となります。 (例：砂利敷程度)
5	自力で行う解体撤去は、補助の対象となりますか。	対象となりません。 申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金の支払いが行われた工事について補助します。
6	補助を受けた解体撤去後の跡地利用について制限はありますか。	跡地利用について制限はありませんが、適正な維持管理をお願いします。

#### 4 工事業者に関すること

	Q	A
1	工事業者の要件はありますか。	建築工事業、土木工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けている必要があります。
2	どの工事業者に頼んだらよいか分かりません。市から紹介してもらえませんか。	市が特定の業者を紹介することはできません。 お手数ですが、申請者にて選定をお願いします。

#### 5 補助金の額に関すること

	Q	A
1	補助金の額の算出方法は。	補助金の額は補助対象経費の3分の2以内かつ1,332千円以内です。
2	母屋と合わせて、別棟の物置も解体します。2棟あるので補助金の上限は2,664千円となりますか。	一申請につき補助金の上限は1,332千円です。また、一敷地につき補助を受けることができるのは一度限りです。

#### 6 手続きに関すること

	Q	A
1	補助に関する相談や申請窓口はどこですか。	市役所庁舎2階の住宅土地政策課です。
2	補助金の申請書類は、どこで入手できますか。	住宅土地政策課で配付しています。
3	申請書以外に必要な書類はありますか。	申請書の様式に必要な書類を記載しておりますが、所有者と申請者の関係などにより追加書類が必要となる場合がありますので、住宅土地政策課までご相談ください。
4	申請等の手続きは工事業者に代行させることはできますか。	工事業者やご親族など申請者以外の者に申請等の手続きを委任することができます。委任する場合は委任状を提出してください。
5	郵送での申請はできますか	原則として窓口を持参していただくこととしています。申請の手続きは委任することができます。
6	空き家を2名で共有しています。連名で申請できますか。また補助金はそれぞれに支払われますか。	連名での申請はできません。共有者の同意を得て代表者の方を決め申請手続きを行ってください。 補助金を分けて支払うことはできません。
7	工事の途中で内容や金額に変更があった場合、どうすればよいですか。	変更手続きが必要となります。速やかに市の担当者にご相談ください。
8	補助金はいつ支払われますか。	解体撤去が完了した後、実績報告書に工事契約書(写し)、領収書(写し)、写真を添付し提出していただきます。その後、補助金の支払い手続きを行い、申請者にお支払いします。
9	工事の完成期限はありますか。	年度内に完成する必要があります。